

花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は新潟県内における緑化の普及・啓発を図ることを目的として、新潟県、市町村、学校、住民団体、企業団体、一般市民等（以下「団体等」という。）が実施する緑化講演会、緑化講座、緑化学習会、自然観察会等（以下「活動等」という。）に対し、公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長（以下「理事長」という。）が、講師、インストラクター、指導者等（以下「講師等」という。）として、花と緑のアドバイザーを派遣するにあたり必要事項を定める。

(対象)

第2条 派遣対象となる活動は、緑化の普及・啓発が主たる目的の活動であり、参加予定者10名以上で、可能な限り広く県民が参加できる形態となっている、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 講演会 例「緑化と防災」、「植物保全について」など
- (2) 講習会 例「バラの剪定」、「庭木の育て方」など
- (3) 研修会 例「用務員研修会」、「土木技術研修会」など
- (4) シンポジウムのパネラー、ゲストコメンテーター
- (5) コンクール審査員 例花いっぱいコンテスト審査員など
- (6) その他、当センター理事長が認めた催事等

2 次に掲げる活動は派遣をすることはできない

- (1) 宗教活動を目的とする活動
- (2) 政治活動を目的とする活動
- (3) 営利を目的とする活動
- (4) 反社会的勢力または、それに類する団体及びそれらの関係者が所属する団体の活動

3 派遣を受けようとする団体等は、次の各号について留意し、効果的な活動の実施に努めなければならない。また、各号についての実施状況は、公益財団法人新潟県都市緑花センター(以下「当センター」という)に求められた場合、書面（様式任意）にて提出しなければならない。

- (1) 活動を実施する体制や適切な資金計画の立案
- (2) より多くの県民が参加できる工夫や、活動参加者、講師等との意見交換
- (3) 新潟県 都市のみどりのあり方を意識した活動の成果の整理
- (6) 事故防止等、活動実施に当たっての安全管理

(費用負担等)

第3条 花と緑のアドバイザーの謝金及び旅費は、当センターの各規程に沿った額を、当センターから花と緑のアドバイザーへ支給する。その他活動に際して必要な材料などの経費の負担については、団体等の負担とする。

2 派遣を希望する団体等は、1派遣につき、三千円（税込）を事務手数料として当センターへ支払わなければならない。

(派遣回数)

第4条 派遣は、原則として1団体等あたり年間2回までとする。

(派遣申請)

第5条 前条に規定する派遣を受けようとする団体等は、申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めた場合、派遣を決定し通知(様式第2号)する。

(完了届)

第7条 前条の規定による派遣決定通知書を受けた団体等は、活動完了後、1か月以内に完了報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(交付)

第8条 理事長は、前条の完了報告書を受理した後、花と緑のアドバイザーに対し謝金及び旅費の所要額を支払うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。